

道路反射鏡（カーブミラー）設置の参考

令和５年１０月

広陵町

1 はじめに

本稿は、広陵町道路反射鏡設置要綱（令和5年10月広陵町告示第79号）の制定を受け、町内の交通安全向上のために住民の皆様が道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）の設置を検討される際に、その参考としていただくために作成したものです。

カーブミラーとは、道路の交差点及び湾曲部並びに屈曲部において、対向車等の安全確認が困難な場合に「確認を補助するための設備」として設置するものです。

鏡を通して壁に隔てられた「向こう側」を見ることができますので、確認場所の手前段階からある程度の範囲を「見通すこと」ができ、とても便利な設備であるといえます。

しかし一方で、次項に記載の「カーブミラーの特性」による混乱や、カーブミラーの補助設備としての役割を超えた利用により、逆に事故を誘発するおそれもありますので設置に当たっては設置場所の状況について十分な検証が必要となります。

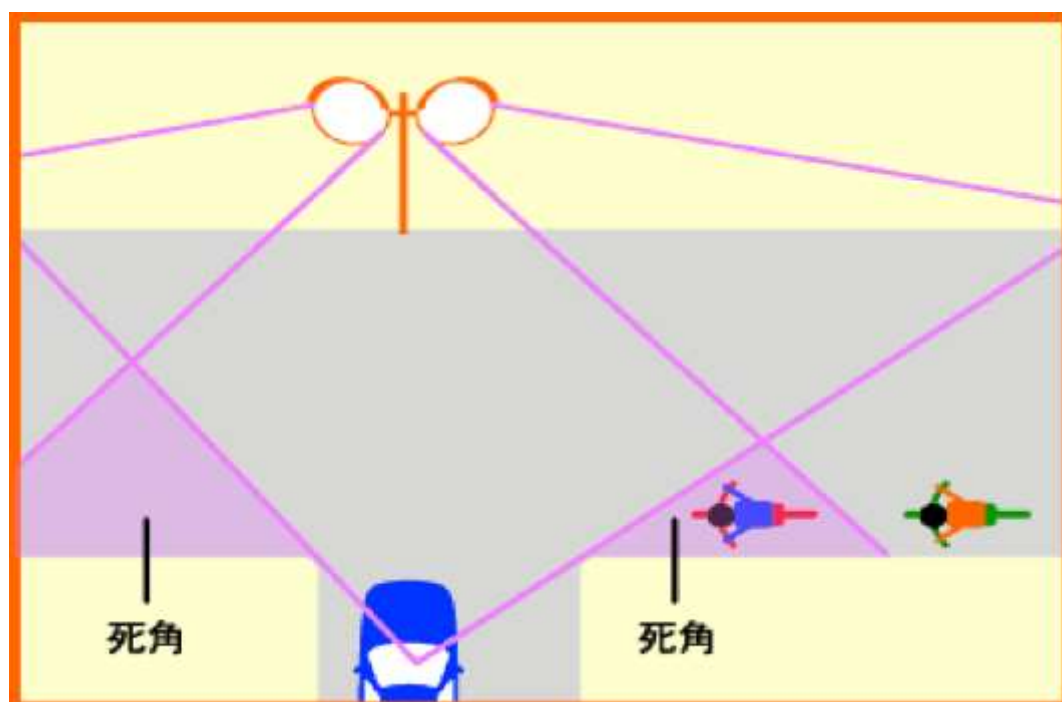
後記「3（3）要望における近隣住民の同意（合意）等について」でも触れておりますが、カーブミラーの設置を要望される際は、徐行や一時停止などの事前の基本動作及び操作が確実に行われていても、なお目視確認が困難な場所である事をご確認いただくようお願いします。カーブミラーのみで安全確認を行うのではなく、目視による確認が基本であり、目視確認時の補助ツールとしてカーブミラーも活用する、あくまで目視の安全確認が主であるということをご理解ください。

2 カーブミラーの特性について

カーブミラーには次のような性質があり、前述のようにカーブミラーは安全確認の補助設備として利用しなければ、カーブミラー本来の役割を正しく発揮できなくなります。

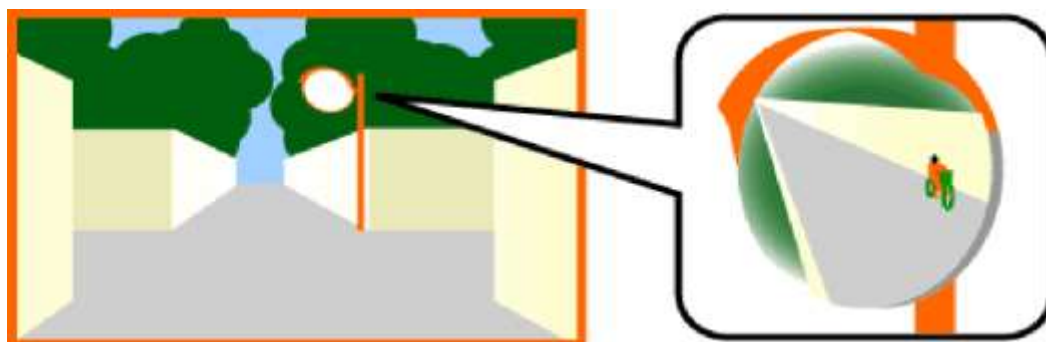
- (1) カーブミラーには鏡面に映らない部分（死角）があり、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。（次ページ 図1参照）
- (2) 接近車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や徐行・一旦停止の不履行をまねきやすい。
- (3) カーブミラーに映る車は小さく見え遠くに感じやすいため、速度感・距離感をつかみづらい。
- (4) カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱を招きやすい。（次ページ 図2参照）

図1 カーブミラーの死角

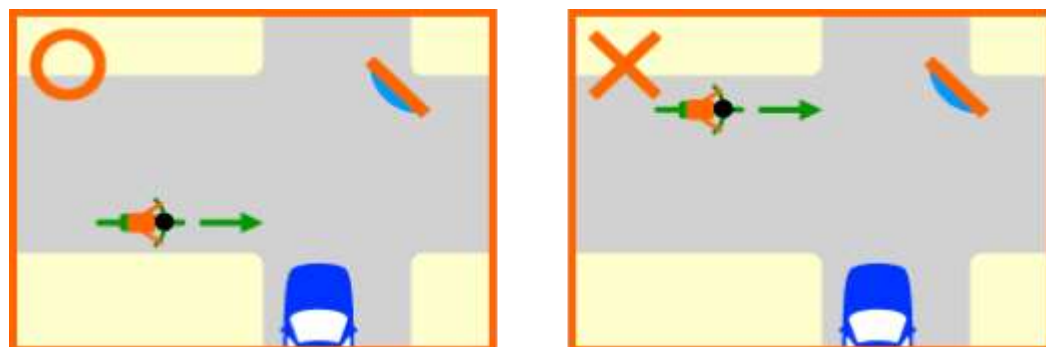


カーブミラーを注視していると、死角から出てくる歩行者等の発見が遅れることがある。

図2 左右が反転して映ることによる錯覚



鏡に映る自転車は遠い方の壁沿いに進んでいるように見えるが・・



実際の自転車は手前(近い方)の壁側を進んでいる。

3 カーブミラーの設置の参考

(1) 現状と今後の見込み

現在、町が管理・把握しているカーブミラーは約1300基ほどです。

これらは道路開発に併せて計画的に設置されたもの、県道上に県が設置したもの、住民の皆様からの要望を受けて町が設置したもの等々ありますが、近年の傾向から今後新たに設置するカーブミラーにつきましては、住民の皆様からの要望を受けて町が審査の上設置するものが主流となると思われます。

(2) 要望に基づく設置

要望に基づくカーブミラーは、住民の皆様のご要望を、区長又は自治会長（以下「区長等」といいます。）を介して町が受け、これを元に現地を調査し、要綱の規定内容に加え、前述のカーブミラー特性などを踏まえて総合的に判断した上で設置を決めることになります。

その際、次のようなケースでは設置をしない場合があります。

① 交差点及び道路の屈曲部並びに湾曲部における原則的な考え方

カーブミラーは、あくまで安全確認のための補助的設備ですので信号機により交通が統制されている場所や、徐行又は一時停止などの適切な動作により目視での安全確認が十分に可能である場所には、原則設置しません。

② 町道と県道又は私道の交わる場所における考え方

公共性の観点から、利用者や受益者が著しく限定される場所には設置しないことがあります。また、町として設置できるカーブミラーは、原則として町が管理している町道等であることから、望ましい設置位置に設置することが困難な場合があります。

(3) 要望における近隣住民の同意（合意）等について

区長等は、(2)の設置要望の検討にあたり、近隣住民の皆様ともよく話し合っていただくことはもちろん、以下に示すような場合には隣接する土地所有者等の同意書が必要となることもありますのでご注意願います。

（例示）

- ・ 隣接地の民地が住宅、店舗、事業所等の場合
- ・ 〃 農地等で耕作作業に支障等を及ぼす場合など

さらに、町道への設置が困難な場合で私有地等への設置を要望するときには、設置場所の土地所有者等の承諾を得る必要がありますのでご注意願います。

これら設置の検討に当たっては、区長等からの要請により町が積極的に参加し、交通危険箇所の対策として、安全確認動作の再確認、カーブミラー本来の役割、設置に伴う種々の注意事項等、認識の共有に努めてまいります。

4 設置したカーブミラーの維持・管理に関して

カーブミラーは設置後、自然災害、車両等の接触事故、経年劣化等により修繕や付け替えなどが必要になることがあります。

町では定期・不定期の巡回や経年に伴う点検などを行い、不具合の早期発見に努めておりますが、こうした状況を最も早く的確に把握できますのは実際に設置されたカーブミラーを利用されている住民の皆様です。以下に示すような不具合を発見された場合は、設置地区の区長等を通じて町への通知をお願いします。

(1) 鏡面の不具合



反射剤の剥がれ



鏡面のくもり



鏡の割れ



ゆがみ

(2) 鏡面角度の不具合

(3) 支柱の不具合



腐食等による穴、ヒビ、錆、折れや曲がりなど

(4) 取り付け金具等の不具合



金具の歪み、錆、ボルトの破損など

5 おわりに

本稿はカーブミラーの設置に関する内容に限って記述しておりますので、道路の危険箇所をなんとかしたいとお考えの皆様からしますと、場合によっては否定的な印象を受けられるかもしれませんが、皆様が危険を感じておられる箇所の「危険状態」そのものを否定するものではありません。皆様が危険とお感じになった箇所は、確かに「危険が存在」しているものと考えられます。

その危険箇所の対策には様々な手段があり、カーブミラーの設置もその手段の一つに過ぎないのです。

町としましては、各案件の状況に応じ、最も適切な対策を皆様と共に考えてまいります。